

社会保障審議会生活困窮者自立支援
及び生活保護部会(第7回)

平成29年9月21日

参考資料

参考資料

地域との連携

地域共生社会の実現に向けた取組の推進

(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案における社会福祉法改正)

「我が事・丸ごと」の地域作り・包括的な支援体制の整備

(平成29年6月2日公布 社会福祉法改正は平成30年4月1日施行)

1. 「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民(世帯)が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記。

2. この理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制(*)

(*) 例えば、地域住民ボランティア 地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等

- 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

3. 地域福祉計画の充実

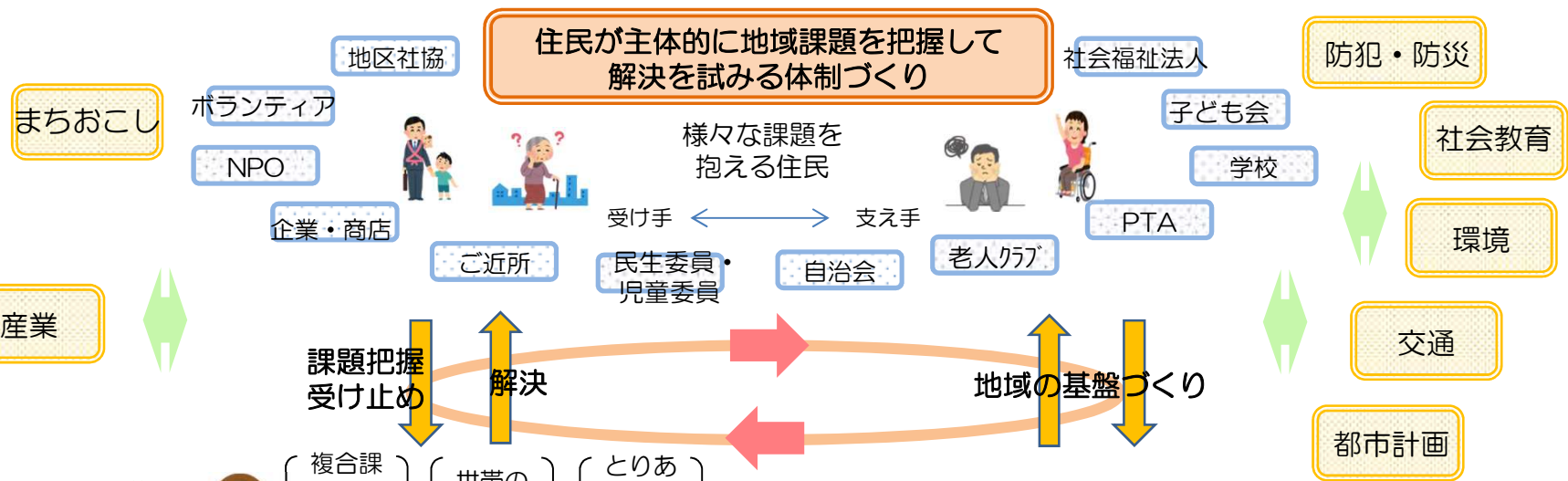
- 市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける。(都道府県が策定する地域福祉支援計画についても同様。)

※法律の公布後3年を目途として、2の体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨の附則を置く。

地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制のイメージ

住民に身近な圏域

市町村域等



【2】
「丸ごと」受け止める場
 (地域住民ボランティア、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等)

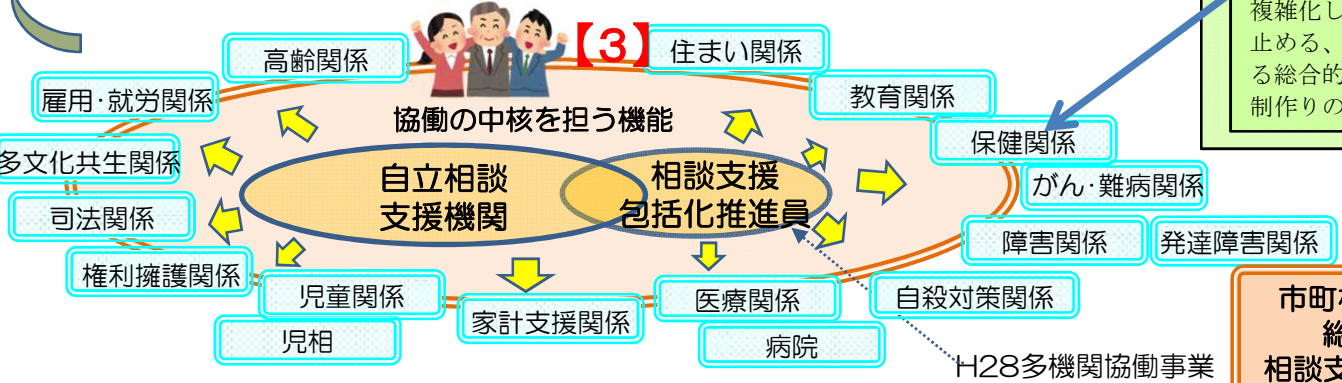
【1】
住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援する
 他人事を「我が事」に変えていくような働きかけをする機能

ニッポン一億総活躍プラン
 (H28.6.2閣議決定)
 小中学校校区等の住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりの支援。
 世帯全体の複合化・複雑化した課題を受け止める、市町村における総合的な相談支援体制作りの推進。

明らかになったニーズに、寄り添いつつ、つなぐ

バックアップ

自治体によっては一体的



医療的ケアを要する子どもやDV、刑務所出所者、犯罪被害者など、身近な圏域で対応しがたい、もしくは本人が望まない課題にも留意。

市町村における総合的な相談支援体制作り

H28多機関協働事業

市町村

(参考) 社会福祉法改正

(地域福祉の推進) ※第2項を新設

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者(以下「地域住民等」という。)は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(以下「地域生活課題」という。)を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関(以下「支援関係機関」という。)との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

(地域子育て支援拠点事業等を営む者の責務) ※条全体を新設

第106条の2 社会福祉を目的とする事業を営む者のうち、次に掲げる事業を行うもの(市町村の委託を受けてこれらの事業を行う者を含む。)は、当該事業を行うに当たり自らがその解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握したときは、当該地域生活課題を抱える地域住民の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を勘案し、支援関係機関による支援の必要性を検討するよう努めるとともに、必要があると認めるときは、支援関係機関に対し、当該地域生活課題の解決に資する支援を求めるよう努めなければならない。

一 児童福祉法第六条の三第六項に規定する地域子育て支援拠点事業又は同法第十条の二に規定する拠点において同条に規定する支援を行う事業

二 母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)第二十二条第一項に規定する母子健康包括支援センターを営む事業

三 介護保険法第百十五条の四十五第二項第一号に掲げる事業

四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号に掲げる事業

五 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第五十九条第一号に掲げる事業

(参考) 社会福祉法改正

(包括的な支援体制の整備) ※条全体を新設

第106条の3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業

二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業

三 生活困窮者自立支援法第二条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

支援における情報共有の仕組み

支援調整会議の考え方

- 支援調整会議は、プラン案を共有をしたり、プラン案の適切性を協議する場であり、支援終結時にはプラン（支援）の評価を行うところである。
- 支援調整会議での協議を通して、支援の質を担保するとともに、地域に不足する社会資源について把握し、社会資源の創出に向けた検討を行っていくことができる。

支援調整会議の役割

- ① プランの適切性の協議、② 支援提供者によるプラン案の共有
- ③ プラン終結時等の評価、④ 社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討

開催パターン

定例開催	関係者が事前に予定を把握できることから、日程調整等に時間を要することなく一堂に会することができる。
随時開催	本人の状況に応じた迅速な対応が可能となる。
定例と随時の併用	定例開催と随時開催の各々の利点を活かしたり、それぞれ異なる機能を持たせることにより会議の幅を広げること等ができる。

※ 定期開催の場合は、次の会議が開催されるまで支援を開始しないのではなく、事後的に報告して了承を得るといった対応を取ることが望ましい。その場合は、事後報告の頻発による会議の形骸化に留意する。

※ 随時開催の場合は、外部の専門職や関係機関等が参加できないことが多いことに留意する必要がある。

構成メンバーの考え方

- 自治体職員と自立相談支援機関の支援員は、原則として参加するものである。
- 構成メンバーは、地域性やプラン内容の特性等に応じて柔軟に選定するものであるが、いずれにしてもアセスメントや課題整理の方法等が適切であるかを客観的に検証できる者の参加が望ましい。
- 本人の参加については、本人の状況のほか体調等も十分に考慮した上で判断する必要がある。

岩見沢市の支援調整会議



○人口

83,237人(平成29年7月)

○事業実施状況

自立相談支援事業	委託:NPO法人
就労準備支援事業	委託:NPO法人
子どもの学習支援事業	委託:社団法人

開催方法

□ 開催場所

委託先事業所内

□ 開催方法

- ・毎週水曜日に定例で開催。
- ・個別ケースの検討と、ネットワークづくりを目的としたものの2形式がある。

参加者

□ コアメンバー

市(保護課・福祉課・CW)、自立相談支援機関(相談支援員・就労準備担当者)、社協、サポステ

□ ケース内容や目的に応じた参加者

病院のPSW、障害の相談支援事業所の担当者、市役所職員等

概要

個別ケース検討のための定例開催 (1、2、4水曜日)

- 新規相談のケースや、評価終結のケースなどの個別ケースの協議検討を行う。
- 1回当たり4~5ケースを検討。1ケース当たりの協議時間は10~15分程度。

ネットワークづくりのための定例開催 (第3水曜日)

- 個別ケースの中からネットワークや社会資源の創出が求められるケースを取り上げる。
- テーマごとに、異なる関係者・機関に参加してもらい協議・検討をしている。
(例)交通網や移動の課題を検討するため、市の企画課の職員が参加
(例)ライフライン機関との連携を図るため、市の水道課の職員が参加
- ここでの協議を通じて、実際に不足している居場所を新たにつくるといった取組につながっている。

横浜市の支援調整会議



○人口

3,733,886人(平成29年8月)

○事業実施状況

自立相談支援事業

就労準備支援事業

家計相談支援事業

子どもの学習支援事業

直営＋委託

委託:NPO法人、社会福祉法人

委託:企業組合

委託:NPO法人、学校法人、

株式会社等

開催方法

□ 開催場所
各区役所内

□ 開催方法

- ・18区ごとに支援調整会議を開催。
- ・目的に合わせて、随時開催する個別会議と定例会議の両方を実施している。
- ・定例会議の開催頻度は区ごとに異なり、年2回～6回程度開催。

概要

随時開催(個別会議)

- 相談者のプランが作成できた時点で、本人や関係者と日程調整を行い早期にプラン内容の確認を行う。
- 協議時間は1ケース当たり、20分程度。

定例開催(定例会議 年2～6回程度)

- 個別会議から見えて来た課題をもとにテーマを設定し、参加者を呼んで検討する。他分野との連携強化や知見を広げることが狙い。
- また、他分野とのネットワークをつくる目的で、特定分野の講師を呼ぶこともあり、この中で参加者から相談を提示されることもある。

参加者

本人、市の担当者、自立相談支援員、家計相談支援員、ハローワークの就職支援ナビゲーター等

個別会議の参加者(本人を除く)に加え、子どもの学習支援担当者、就労準備支援担当者、社協、地域包括支援センター等

+

会議のテーマごとに関係者が参加
(例) ひきこもりの支援について学ぶため若者支援の関係者が参加
(例) 高次脳機能障害の理解を深めるため、リハビリの医療関係者が参加

国立市の支援調整会議



○人口

75,782人(平成29年8月)

○事業実施状況

自立相談支援事業

直営

就労準備支援事業

委託:NPO法人

家計相談支援事業

委託:社会福祉協議会

子どもの学習支援事業

委託:NPO法人

開催方法

□ 開催場所
国立市役所内

□ 開催方法

- ・ケースの内容に応じて、定例開催(月1回)もしくは随時開催の支援調整会議を開催。
- ・定例開催は、1回あたり約5ケースを検討している。

概要

定例開催(月1回)

○市内の全ての福祉関係部署が参加する会議であり、情報共有や連携を図りながら支援を展開していくことも視野に入れて開催している。ほぼ全てのケースが当該会議の中で協議している。

○各部署が把握している困窮の恐れのある人について情報共有を行う等、対象者の早期発見の役割も果たしている。

随時開催

＜庁外＋庁内メンバー＞
早期に協議を要するケースや、複合的でないケースの場合に開催する。

＜庁内メンバー＞
原則、自立相談支援機関のみで支援を実施するケースを検討する。年間で数件程度のみ。

参加者

市役所担当者、福祉関連7部署の係長職、各種自立相談支援員、社会福祉協議会、NPO法人

＜庁外＋庁内メンバー＞
定例開催の参加者のうち、福祉関連7部署の係長職以外

＜庁内メンバー＞
市役所担当者、各種自立相談支援員

支援における情報共有に関連する他制度

- 支援における情報共有のうち、行政部門が保有する情報を共有する際は、個人情報保護条例のほか、地方公務員法第34条・地方税法第22条の守秘義務との関係を整理する必要がある。
- 例えば、児童福祉法に基づく要保護児童対策地域協議会は、「情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができること」とされており、本人同意なく情報を共有しても、個人情報保護条例及び地方公務員法の守秘義務には抵触しない。

要保護児童対策地域協議会と支援調整会議の比較

	要保護児童対策地域協議会	(参考)支援調整会議
目的	支援対象児童等(要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦)の適切な保護又は支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、支援対象児童等に対する支援の内容に関する協議を行う。	プランの適切性の協議、各支援機関によるプランの共有、プラン終結時等の評価、社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討を行う。
設置根拠	児童福祉法(第25条の2)	生活困窮者自立相談支援事業等実施要領
構成員・参加者	関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者	自立相談支援機関ほか支援関係者
構成員の守秘義務	正当な理由がなく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。(罰則あり)	特段の守秘義務は存在しない(地方公務員法等の守秘義務を定めた関係法令に従う必要)

○地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)

(秘密を守る義務)

第三十四条 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

○地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)

(秘密漏えいに関する罪)

第二十二条 地方税に関する調査(不服申立てに係る事件の審理のための調査及び地方税の犯則事件の調査を含む。)若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十四年法律第四十六号)の規定に基づいて行う情報の提供のための調査に関する事務又は地方税の徴収に関する事務に従事している者又は従事していた者は、これらの事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は窃用した場合には、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。